

【商工業】

135．企業誘致等の状況について

Q：企業誘致の状況を伺います。

A：市内では既に12社が工場の増設や新築を行っており、さらに企業誘致に努めていきます。(市長)

136．企業誘致について

Q：積極的な企業誘致が展開されていますが、進出企業の中には、給料遅配を行うものがあり非常に困っています。誘致するにしても、企業を厳選していただきたい。

A：企業進出の話があった場合、親会社の決算状況や役員情報を調査し、適正を判断しています。雲南市に進出し、新たに会社を立ち上げる場合は、企業側も相当なリスクを負うこととなります。現段階で給料遅配といった情報を把握していませんが、そうした企業があれば、親会社へ確認し、協議していきます。(産業振興部)

137．工場誘致と地元の将来について

Q：工業誘致について、当地域の状況はどうなっていますか。(木次町斐伊地区)

A：ホシザキ、三洋などの大きな企業があり、高速のインターチェンジもある当地域は利便性が高いです。今後、島根三洋では太陽光発電のセルを増産するために100億の投資を考えておられる。ぜひ実現させたい考えです。(市長)

平成19年10月27日に第3工場の起工式が行われ、現在工事が進められています。(鉄骨3階建、延べ床面積15,000㎡)

138．島根三洋電機の工場増設に対する工業再配置促進法の適用について

Q：三洋電機の増設について工場再配置法が適用されますか。前は、そういった補助金を活用し、斐伊体育館が建っています。

A：工業再配置促進法は、公害問題、住宅・地価等の問題を抱える過密地域と人口流出に悩まされる過疎地域の発展上のアンバランス解消のため、工場を過密地域から過疎地域へ移転させることで、2つの問題を同時に解決しようとして、昭和48年に制定された法律です。しかしながら、近年の経済的環境の変化等により、「移転促進地域」と「誘導地域」の工業出荷額のシェアが逆転し、企業が海外も含めて工場の立地場所を選ぶ時代に変化する中、工業再配置政策の有効性が減少してきました。これにより、工業再配置促進法は平成18年4月26日に廃止となっています。これに変わる法律は、現在のところ制定されていません。(産業振興部)

139．クラシック島根カントリーの運営状況について

Q：クラシック島根カントリーの状況について、助成金1億8,300万円は適正に使用されていますか。また、経営状況はどのようになっていますか。

A：1億8,300万を上限に、ゴルフ利用税と固定資産税の相当額を10年間に分け助成しています。利用者は順調に増加しています。(内田副市長)

140．場外馬券交付金事業について

Q：発売所周辺環境整備事業としてあげられている450万円とはどのようなものですか。

A：場外馬券場「BAOO」周辺の道路の側溝、水路や街路灯を直す財源です。(産業振興部)

場外馬券場を造る時に、地元と色々な約束をしています。売り上げの1%程度が市に交付され、これを周辺住民の生活環境整備に充てることになっています。(影山副市長)